

建築床特殊性能研究会 会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は『建築床特殊性能研究会』と称する。
- 第2条 本会は、事務局を会長の指定する場所におく。
- 第3条 本会は、建物の床に関する学術・技術を探求し、より良い床材および床の実現を促すことによって社会に貢献することを目的とする。
- 第4条 本会は、その目的を達成するために以下の事業を行う。
- (1) 建築床特殊性能研究会の開催
 - (2) 調査および研究
 - (3) 技術資料および図書の刊行
 - (4) 講演会・講習会の開催
 - (5) 関連学会への発表
 - (6) その他必要と認める事項

第2章 会 員

- 第5条 会員は本会の目的および主旨に賛同する個人または団体とする。
- 第6条 会員は個人会員、法人会員からなる。
- 第7条 本会に入会しようとするものは、その旨を本会に申し込み、承認を受けるものとする

第3章 総 会

第8条 会長は会を代表し、総会を招集する。

第9条 総会は年1回開催して当期の事業、収支決算を報告し、来期の事業計画、予算および人事等を決定する。

第4章 役 員

第10条 本会に以下の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名以内
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 会計監事 2 名

第11条 (1) 会長は会員の互選によって選出する。
(2) 会長は本会を代表して会務を総理する。

第12条 (1) 副会長は会長が指名し委嘱する。
(2) 副会長は会長を補佐し、会務を遂行する。

第13条 (1) 幹事は会長が指名し委嘱する。
(2) 幹事は本会の会務の運営にあたる。

- 第14条 (1) 会計監事は会員の互選によって選出する。
- (2) 会計監事は会務運営に関する会計業務を監査する。

- 第15条 (1) 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- (2) 役員は任期が終わっても次期役員が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

第5章 名誉会長・顧問および名誉会員

- 第16条 (1) 名誉会長は会長の任期が終了した人で、会として必要とする場合に、会員の総意をもって依嘱する。
- (2) 役員として長期にわたり会のために尽くした人を、顧問として、会員の総意をもって依嘱することができる。
- 第17条 (1) 会員として長期にわたり会のために尽くした人を、名誉会員とすることができる。
- (2) 名誉会員は役員会の推薦により、会長が決定する。

第6章 資産および会計

第18条 本会の経費は会費その他の収入による。

第19条 本会の会計年度は原則毎年4月1日より翌年3月31日とする。

第20条 (1) 会費は年会費とし、金額は以下のように定める。

個人会員	1万円以下
------	-------

法人会員	5万円以下
------	-------

名誉会長・名誉会員	無料
-----------	----

(2) 次年度会費金額については、役員会で協議し、総会で決定する。

附記1. 本会則は平成24年 5月25日より効力を発する。

附記2. 制定 昭和62年10月 1日

改正 平成 5年 4月 1日

改正 平成 6年 6月 7日

改正 平成19年12月 7日

改正 平成24年 5月25日

附記3. 名誉会員一覧 (平成24年5月25日現在)

名誉会員(名誉会長)	小野英哲
同 (顧問)	海津 洋
同	田畠泰幸
同	唐川安弘
同	永橋 進